

第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

「電気事業法」(昭和39年法律第170号)第46条の8第1項の規定に基づく環境影響評価方法書
についての経済産業大臣の勧告(平成30年7月27日 20180130保第3号)は、次のとおりである。

なお、方法書に対する経済産業大臣の勧告と事業者の対応は、表7-1のとおりである。

経済産業省

20180130保第3号

平成30年7月27日

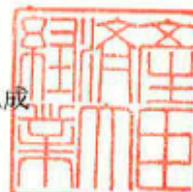
合同会社 NWE-09 インベストメント

代表社員 日本風力エネルギー株式会社

職務執行者 ニティン・アプテ 殿



経済産業大臣 世耕 弘成



合同会社 NWE-09 インベストメント「(仮称)唐津風力発電事業環境
影響評価方法書」に対する勧告について

平成30年1月30日付けで届出のあった「(仮称)唐津風力発電事業環境影響評
価方法書」について、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき審査した結果、
環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、別紙に示す事項
を踏まえ、適切に環境影響評価を実施することを求める。

また、同条第3項の規定に基づき、佐賀県知事からの意見の写しを送付するので、
環境影響評価の実施に当たっては、これを勘案されたい。

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 騒音については、対象事業実施区域周辺の風向・風速等の気象条件及び地形等の地域特性を十分に考慮するとともに、他の風力発電事業の事例や国内外の最新の知見を踏まえて適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 風力発電機の基礎工事に際し、セメントを使用した工事等による水環境への影響が見込まれる場合には、水質調査項目の追加について検討を行い、調査を実施した場合はその結果に基づき予測及び評価を行うこと。
3. 対象事業実施区域周辺では、ムササビ等の樹上性哺乳類の生息の可能性があることから、これらに対する環境影響の程度を適切に調査、予測及び評価できる手法を選定すること。

表 7-1 方法書に対する経済産業大臣の勧告と事業者の対応

経済産業大臣の勧告	事業者の対応
<p>1. 騒音については、対象事業実施区域周辺の風向・風速等の気象条件及び地形等の地域特性を十分に考慮するとともに、他の風力発電事業の事例や国内外の最新の知見を踏まえて適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>騒音及び超低周波音については、対象事業実施区域周辺の風向・風速等の気象条件及び地形等の地域特性を十分に考慮するとともに、他の風力発電事業の事例や国内外の最新の知見を踏まえて適切に調査、予測及び評価を行いました。</p>
<p>2. 風力発電機の基礎工事に際し、セメントを使用した工事等による水環境への影響が見込まれる場合には、水質調査項目の追加について検討を行い、調査を実施した場合はその結果に基づき予測及び評価を行うこと。</p>	<p>セメント工事において、コンクリートミキサー車の洗水の水の処理が課題としてあげられますが、洗水の水の処理場を各風車ヤードの1か所に集約し、アルカリ水を中和処理し、上澄み水が放流基準を満足しない限り、処理水は放流しない計画といたします。</p>
<p>3. 対象事業実施区域周辺では、ムササビ等の樹上性哺乳類の生息の可能性があることから、これらに対する環境影響の程度を適切に調査、予測及び評価できる手法を選定すること。</p>	<p>県内では樹上性哺乳類として、ヤマネとムササビの2種類の生息が確認されていますが、ヤマネの分布は県南部の国見岳周辺に限定されているため、対象事業実施区域周辺で生息の可能性があります。調査対象としてはムササビの1種類との考えから、フィールドサイン調査による巣穴や糞の確認及び夜間調査による鳴き声などの調査を実施しました。その結果、対象事業実施区域及びその周囲において、ムササビは確認されませんでした。</p>